

令和7年度つくばみらい市儲かる産地支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年9月25日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



令和7年度つくばみらい市儲かる産地支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、茨城県知事が定める儲かる産地支援事業実施要領（令和7年4月23日付け産振第74号農林水産部長通知）に基づき、事業計画の承認を受けた事業主体について、予算の範囲内で令和7年度つくばみらい市儲かる産地支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、つくばみらい市補助金等交付規則（平成18年つくばみらい市規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 この補助金の補助対象事業、補助対象者、補助対象経費及び補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、儲かる産地支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出部数及び提出期限は、市長が別に定める。

3 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明確な場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、儲かる産地支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、やむを得ない事情により、補助金交付決定前に事業を着工する必要がある場合には、儲かる産地支援事業費補助金事前着工届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 補助事業者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の中止又は実施困難等により当該通知に係る補助金の交付申請の取下げをするときは、交付決定のあった日から10日以内に文書をもって申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(事業内容の変更)

第6条 補助事業者は、補助事業の事業内容の変更（別表の重要な変更以外の軽微な変更を除く。）をしようとするときは、儲かる産地支援事業変更承認申請書（様式第4号）を作成して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、補助事業者から提出された事業内容の変更について十分審査を行うとともに、事業内容の変更が適正と認められるときは、変更を承認（様式第5号）するものとし、その写しを知事に提出するものとする。

(補助事業の中止等)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により市長の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由、又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を作成して市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(事業遂行状況の報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、市長が別に定める日までに儲かる産地支援事業遂行状況報告書（様式第6号）により、市長へ提出するものとする。

- 2 市長は前項の他に、必要に応じて、補助事業者に対し、儲かる産地支援事業遂行状況報告書の提出を求めることができる。

(概算払)

第9条 補助金は、事業完了後交付するものとする。ただし、市長が補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

- 2 概算払は、交付決定した金額の90パーセントを限度とする。ただし、市長が交付決定金額全額を概算払する必要があると認める場合は、この限りでない。
- 3 補助事業者は、第1項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする事由を記載した儲かる産地支援事業費補助金概算払請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定により概算払を受けた補助事業者は、実績報告書提出の際に、概算払精算書を併せて提出しなければならない。

(工事完了報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の工事が完了したときは、速やかに竣工検査を行い、儲かる産地支援事業工事完了報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めたときは、随時立ち入り調査を行うことができる。

(事業実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、儲かる産地支援事業費補助金実績報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 第3条第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告をするに当たって、第3条第3項の規定により該当した事業実施主体において当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を儲かる産地支援事業費補助金消費税等仕入控除税報告書（様式第10号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、補助金の額が確定したときは、儲かる産地支援事業費補助金確定通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、儲かる産地支援事業費補助金交付請求書（様式第12号）により市長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 第9条の規定により補助金の概算払を受けた補助事業者が前条の通知を受けたときは、儲かる産地支援事業費補助金概算払精算書（様式第13号）により速やかに補助金の精算をしなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第4条の規定による補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1) 偽りの申請その他不正行為により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。

(3) 法令又はこれに基づく市長の処分違反したとき。

(4) 補助金を他の用途に使用したとき。

(5) 市長が特に必要であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

3 市長は、第1項規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付については、市長の定めた期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(証拠書類の保存)

- 第15条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を整理し、事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、消費税法第58条の規定による帳簿の保存は、同法施行令(昭和63年政令第360号)第71条に規定する期間とする。

(財産の管理及び財産の処分の制限)

- 第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

- 2 前項の財産のうち1件当たりの取得価格50万円以上の機械及び器具については、「減価償却財産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)において市長の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡、交換、貸付け又は担保に供してはならない。なお財産の処分等の取扱いについては、国補事業(平成20年5月23日付20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)に準じた取扱いを行うものとする。

- 3 市長は、前項に定める期間において、市長の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

- 4 補助事業により取得した財産で、処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその関係書類を整備保管しなければならない。

(立入検査)

- 第17条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は立入りによる帳簿書類その他の物件の検査を行い、若しくは関係者に事情を聞くことができる。

(補助)

- 第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 交付申請手続に関して必要な行為は、この告示の施行日前においても行うことができる。

別表

補助 対象 事業	補助対象者	補助対象経費	補助 率	重要な変更	
				経費 の配 分の 変更	事業内容の 変更
儲か る産 地支 援事 業	農協、営農集団（受益 農家３戸以上） 農業法人・認定農業者 （ICTを活用した高性 能機器等スマート農業 の実現に必要な機械の 導入に限る。）	１ ICTを活用したスマー ト農業の実践、新規作物の 導入、省力化に必要な機械 や施設の整備等に対する 助成。 ２ 高品質な農産物を安 定的に供給するために必 要な機械や施設等の整備 に対する助成。	補助 対象 経費 の1/3 以内	補助 対象 経費 の3 割を 超え る増 減	１ 事業実 施主体の変 更 ２ 事業の 廃止 ３ 施行箇 所又は設置 場所の変更

様式第1号（第3条関係）

儲かる産地支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

つくばみらい市長 様

申請者 所在地
事業者名
代表者氏名
電話番号

令和7年度つくばみらい市儲かる産地支援事業費補助金交付要綱第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

1 補助金申請額

2 添付書面 別添記載のとおり

様式第1号別添

1 事業の目的

2 事業の内容

事業実施 主体名	対象 作物名	受益 面積	受益農 家戸数	事業の内容	事業量 (台数、面積等)
		ha	戸		
合 計					

3 経費の配分及び負担区分

総事業費 (A+B+C)	補助に要する (要した) 経費 (A+B)	補助率	備考
円	円		
合 計			

4 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

令和 年 月 日

5 収支予算（収支精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	備 考
	円	
合 計		

（2）支出の部

本年度予算額 (本年度精算額)	備 考
円	
合 計	

6 添付書類

- （1）儲かる産地支援事業実施計画書（県実施要領別記様式1－1）
- （2）見積書及び契約書等
- （3）その他必要と認められるもの

様式第2号（第4条関係）

儲かる産地支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

つくばみらい市長



年 月 日付けで申請のあった、令和7年度つくばみらい市儲かる産地支援事業費補助金について、次のとおり交付する事に決定したので、令和7年度つくばみらい市儲かる産地支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により通知します。

1 決定の区分 交付 不交付

2 補助金交付決定額 円

3 交付条件

補助事業者は、つくばみらい市補助金等交付規則及び令和7年度つくばみらい市儲かる産地支援事業費補助金交付要綱の規定に従わなければならない。

4 不交付理由

儲かる産地支援事業費補助金事前着工届

年 月 日

つくばみらい市長 様

申請者 所在地
事業者名
代表者氏名
電話番号

儲かる産地支援事業費補助金事前着工届

下記の事業について、別記条件を了承のうえ、補助金交付決定前に着工したいので、令和7年度つくばみらい市儲かる産地支援事業費補助金交付要綱第4条第2項の規定により、届出します。

記

- 1 事業実施主体
- 2 事業の施行場所
- 3 事業内容
- 4 施行方法
- 5 施工者又は発注先
- 6 工期
着工予定年月日
竣工予定年月日
- 7 事業費（内訳：市町村補助予定額、自己資金その他）
- 8 補助金交付決定前着工を必要とする理由

別記条件

（1）当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。

（2）補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の理由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。

（3）補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。

様式第4号（第6条関係）

儲かる産地支援事業変更承認申請書

年 月 日

つくばみらい市長 様

申請者 所在地
事業者名
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、令和7年度つくばみらい市儲かる産地支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 交付決定額 金 円
(うち概算交付済額 金 円)
- 2 変更後の補助金の申請額 円
- 3 計画変更の理由
- 4 関係書面
 - ・様式第1号別添
 - ・その他必要と認めるもの

様式第5号（第6条関係）

儲かる産地支援事業変更の承認について

第 号
年 月 日

様

つくばみらい市長



年 月 日付け 第 号で変更承認申請のあった事業について、事業内容の変更が適当と認められるので、令和7年度つくばみらい市儲かる産地支援事業費補助金交付要綱第6条の第2項の規定に基づき承認します。

記

1 事業実施主体名

2 変更内容

3 補助金交付決定額

変更前	:	円
変更後	:	円
増減	:	円

注1) 補助金の額が増額（減額）する場合は、件名の「事業変更の承認について」を「事業の変更及び追加交付（減額）決定通知書」とし、本文中の「変更承認申請のあった標記事業について、事業内容の変更が適当と認められるので、令和7年度つくばみらい市儲かる産地支援事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき承認します。」を「事業の変更及び追加交付（減額）申請のあった標記事業について、令和7年度つくばみらい市儲かる産地支援事業費補助金交付要綱により、補助金〇〇〇円を追加交付（減額）決定します。」とする。

様式第 6 号（第 8 条関係）

儲かる産地支援事業遂行状況報告書

年 月 日

つくばみらい市長 様

申請者 所在地
事業者名
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった事業の
年 月 日現在における遂行状況について、令和 7 年度つくばみらい市儲かる
産地支援事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業実 施主体	年間計画			月 日現在実施状況			月 日以降実施予定			備 考
	事業 費	補助金	出来 高	事業 費	補助金	出来 高	事業 費	補助金	出来 高	
	円	円	%	円	円	%	円	円	%	

様式第7号(第9条関係)

儲かる産地支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日

つくばみらい市長 様

申請者 所在地
事業者名
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった事業について、令和7年度つくばみらい市儲かる産地支援事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、補助金 円を概算払により交付されたく請求します。

記

1 概算払いの理由

2 内訳

事業実施 主体名	補助金交付決定額		概算払請求額		残 額		事業完了 予定月日	備考
	金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高		
	円	%	円	%	円	%		
合 計								

(注) 補助事業に要する経費の月別所要見込額を記載した書面を添付すること。

3 補助金の振込先

振込先銀行	銀行	支店
(フリガナ) 口座名義		
口座種別・口座番号	1 普通 2 当座 NO.	

(注) 交付申請書に記載した振込先と同じ場合は、記入を要しない。

様式第 8 号（第 10 条関係）

儲かる産地支援事業工事完了報告書

年 月 日

つくばみらい市長 様

申請者 所在地
事業者名
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のあった事業
について、工事が完了しましたので、令和 7 年度つくばみらい市儲かる産地支援事業
費補助金交付要綱第 10 条の規定により報告します。

1 事業実施概要

市 町 村 名	
事業実施主体名	
代表者名	
施行箇所	
事業内容	
事業費	
請負業者名	
契約方法	
着工年月日	
竣工年月日	
竣工検査者	
備 考	

様式第9号（第11条関係）

儲かる産地支援事業費補助金実績報告書

年 月 日

つくばみらい市長 様

申請者 所在地
事業者名
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、令和7年度つくばみらい市儲かる産地支援事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定によりその実績を報告します。

注1）様式第1号別添により実績を報告すること。

様式第10号（第1.1条関係）

儲かる産地支援事業費補助金消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日

つくばみらい市長 様

申請者 所在地
事業者名
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった事業について、令和7年度つくばみらい市儲かる産地支援事業費補助金交付要綱第11条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金確定額 金 円
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した補助金に係る消費税等仕入控除税額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金に係る消費税等仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 円

注1）事業実施主体別内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

様式第 1 1 号（第 1 2 条関係）

儲かる産地支援事業費補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

つくばみらい市長



年 月 日付け 第 号で実績報告のあった事業について、令和 7 年度つくばみらい市儲かる産地支援事業費補助金交付要綱第 1・2 条の規定により、下記のとおり補助金の交付する額を確定したので通知します。

記

事業実施主体名	補助金交付確定額
	円
合 計	円

様式第12号（第13条関係）

儲かる産地支援事業費補助金交付請求書

年 月 日

つくばみらい市長 様

申請者 所在地
事業者名
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で確定通知のありました儲かる産地支援事業費補助金について、令和7年度つくばみらい市儲かる産地支援事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定により次のとおり請求します。

1 補助金交付請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行・農協 信金・信組		本店・支店 本所・支所	
	1 普通 3 その他（	2 当座 ）	（フリガナ） 口座名義人	（

様式第13号（第13条関係）

儲かる産地支援事業費補助金概算払精算書

年 月 日

つくばみらい市長 様

申請者 所在地
事業者名
代表者氏名
電話番号

概 算 額	円
-------	---

精 算 額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
-------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

差 引 金 額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記のとおり証拠書類を添えて精算します。

--	--

 年

--	--

 月

--	--

 日